

自宅を残すか否か…

割弁済の交渉をします。

① 債務が住宅ローンのみ↓
金融機関に支払期間の延長
や一定期間利息のみ支払い、
元金の支払いを少し猶予し
てもらう。それでも返済が
できない場合は破産手続を
します。

② 住宅ローンの他、サラ金
からの借金が五百万円ある
場合で、

③ 住宅が二千万円、ローン
残高三千万円↓この場合は
オーバーローンとなるため、
個人民事再生手続を利用で
きます。しかし、住宅ロー
ンは全額払わなければなら
ないので、現在の家の価値
によっては、あえて破産手
続を選択する方も増えてい
ます。

【A】現在の家の価値(目安と
して評価証明の一・五倍)

難しい判断が必要です。
一度専門家へご相談下さい。

が二千万円、ローン残高一
千万円↓この場合は家の残
余価値が一千万円あります
ので、サラ金債務を圧縮す
るという個人民事再生手続

は利用できませんし、破産
して債務をゼロにすること
もできません。自宅を売却
して借金を返すか、売却し
ない場合はサラ金業者と分

過払い金の返還請求なら

債務整理 離婚 相続 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 **田嶋 徳之**

☎079-561-2050
無料相談 tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>